

情報最前线

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎 TEL0897-56-5151
- 東予総合支所 TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- 小松総合支所 TEL0898-72-2111

お知らせ



結婚50周年のご夫婦を
お祝いします（追加受付）

海区漁業調整委員会委員 選挙人名簿の縦覧

この選挙人名簿は、毎年9月1日現在の申請などに基づいて作成し、12月5日に名簿の登録を確定します。今回この名簿に登録されないと、名簿の有効期間である1年間は登録されません。

登録に該当する方は、確認をしてください。

縦覧期間

10月20日(土)～11月3日(土)

8時30分～17時

縦覧場所・問合せ

市選挙管理委員会事務局
TEL0897-52-1263

○市庁舎別館高齢介護課
長寿・いきがい対策係
TEL0897-52-1292

○市選挙管理委員会事務局
TEL0897-52-1263

○各総合支所市民福祉課
障害者福祉係
TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課
障害者福祉係
TEL0897-52-1294

届出先

届出先にある届出書に必要事項を記入・押印し、10月26日(金)までに提出してください。

届出方法

たご夫婦で、市への金婚の届け出をされていないご夫婦

昭和37年中に婚姻届をされられたご夫婦を、9月28日に開催した老人福祉大会でお祝いしましたが、追加の届け出を受け付けます。

対象

など

補装具の種類

市では身体障害者手帳の交付を受けた方に対し、失われた（低下した）機能を補うための補装具を交付・修理しています。

～日本年金機構からのお知らせ～

「納付可能期間の延長のお知らせ」を送付しています

国民年金保険料の後納制度が10月から始まり、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長されるようになりました。

利用すれば次のようなメリットがあります。

- ①将来受け取る年金額が増額されます。
- ②年金の受給資格がない方は、受給資格が得られる可能性があります。
- ③対象者には、次の予定で『納付可能期間の延長のお知らせ』が送付されます。

※お知らせが遅くなる方でも、『お知らせ』がなくても後納制度を利用できますので、年金手帳を準備して下記へお問い合わせください。

※保険料納付の申し込みは、市町村の窓口ではできませんのでご了承ください。

問合せ

- 新居浜年金事務所 TEL0897-35-1368
- 国民年金保険料専用ダイヤル
TEL0570-011-050 ※通話料が必要です。

送付日程（予定）	対象者
7月31日～8月28日	○60歳以上で対象期間を有する方 ○50歳以上60歳未満で平成14年10月から12月までに対象期間を有する方
8月31日～9月28日	○50歳未満で平成14年10月から12月までに対象期間を有する方
11月30日～12月19日	○平成15年1月から3月までに対象期間を有する方
平成25年1月4日～23日	○50歳以上60歳未満で平成15年度以降に対象期間を有する方
平成25年1月31日～2月20日	○50歳未満で平成15年度に対象期間を有する方
平成25年4月30日～5月22日	○50歳未満で平成16年度から18年度までに対象期間を有する方
平成25年7月1日～24日	○50歳未満で平成19年度から21年度までに対象期間を有する方